

## ビバハウス便り NO.65 病院でもなく、また学校でもなく

～ 青少年自立支援センタービバハウス満9周年の感慨～  
ビバハウス 責任者 安達俊子

この9月1日で創設満9年を迎えたビバハウス（ビバ塾は満4年）は、さまざまな新しい状況の下で10年目に突入することになる。この7月1日には、日本で初めて、自立に困難を抱える子ども、若者に対する支援の法的根拠ともなるべき「子ども、若者育成支援推進法」が成立した。児童福祉には、「児童福祉法」があり、老人福祉には「老人福祉法」があり、それぞれの福祉に携わる人々のための各種の資格制度も定められているのに、驚くべきことに、若者自立支援にかかわる従事者のためには何の国家資格制度さえもない。

特にここ数年の特徴は、ますますひきこもり期間も10年—15年のような長期にわたるものが多くなり、必然的に年齢も高くなり、現在のビバハウスの最高年齢者は43、42歳と並んでいる。国のニート対策の柱であるはずの若者自立塾も、入塾に年齢制限があり発足当初は35歳まで、さすがにこれは実態に合わないということで、2年前からは40歳までに引き上げられた。これらの大半のケースが、親子間の確執によるものであり、多くの場合、若者たちの苦しみを理解できないと彼らが一方的に思い込んでいる両親、特に母親に対する暴力が付きまとっている。診断的には、必ずしも本当の精神病患者ではないが、家庭内暴力のため家庭で家族とは暮らせない、社会的入院のような状態で行き先のない若者のための、病院でもなく、また単なる学校でもないが、ある種の“転地療養”の出来る場としてのビバハウスの様な教育的訓練のできる存在が、どんな施設よりもいま必要とされていると提唱する方が増えている（明星大学教授高塚雄介氏など）

これらの、幼少年期に現在では多分「特別支援教育」の対象であったと思われる何らかの発達障害的要因を持つ若者にとって、現在何よりも大切なことは、再び若者の集団の中で「育ちなおし」を体験させることである。ともに同じような痛みや、苦しい過去を背負いながら、それでも必死に自立を目指す仲間の中でこそ、彼らは自らの新しい可能性を発揮することが出来るのだ。若者たち相互の成長を保障し得る日々の集団作りこそ、私たちが共に北星余市高校の教師として身につけた生活指導、ホームルーム指導の真価が問われるところだと思っている。

これまで全国で約100万人はいるであろうとされてきた「ひきこもり」は、最新の全国統計では160万人を下らないと推計されている。日本のように、自立できない若者を家族の責任で抱えることの少ないといわれる、世界のこの問題の先進国（フィンランド、ニュージーランド、デンマーク、イギリスなど）では、最重要、最緊急の国家的事業として、惜しみなく国費を投入しているという（放送大学教授宮本みち子氏）。将来、経済的に支えてくれる親族がいなくなれば、その大半が潜在的な生活保護受給者になりかねない大群をそのまま放置するのか、必要な職業訓練を含む生活支援を国の責任で万全にし、将来の納税者を育て上げるのかが鋭く問われているのだと思われる。